自動販売機設置場所の貸付についての入札説明書

滝沢市(以下「市」という。)では、市施設利用者及び従事職員の利便性の向上、災害時における飲料水の確保及び施設の余裕スペースの活用を図るため、市施設に設置する自動販売機(以下「自販機」という。)の設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

1 入札物件に関すること

別添「物件調書」のとおり

2 スケジュール

	<u> </u>
項目	日 程
入札説明書等配布	令和6年1月12日(金)から
入札参加申込受付期間	令和6年1月12日(金)から令和6年2月2日(金)まで
質問受付期間	令和6年1月12日(金)から令和6年1月26日(金)まで
質問回答	令和6年1月31日(水)まで
入札参加資格の通知	令和6年2月7日(水)
入札及び開札	令和6年2月14日(水)
契約書等の提出	令和6年2月下旬~3月上旬
貸付契約の開始	令和6年4月1日(月)

※入札説明書等の配布については、滝沢市のホームページからダウンロードしてください。

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 自販機の設置業務について、令和6年4月1日現在において、5年以上自ら管理及び 運営した実績を有していること。
- (4) 滝沢市暴力団排除条例(平成24年条例第16号)第2条第1項第2号から第5号までに掲げる者でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 申込開始日から開札日までに市から指名停止を受けていないこと。

4 自販機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、 市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸するものです。

(2)貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3)貸付料

入札により貸付料を決定します。

各年度の貸付料を市が定める期限までに納付(1年分の貸付料を一括前払い)していただきます。

- (4)貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため自販機を使用できないときは既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料を日割り計算により返還を求めることができます。
- (5) 設置費の負担等

自販機の設置・撤去、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置、電源を確保するための電気工事(電源がない場合)及び安全対策等は設置事業者が行い、これに要する費用はすべて設置事業者の負担とします。また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨をただちに施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(6) 電気料金

子メーターを設置していただき、電気料金を市が発行する納入通知書により、指定する日までに納入していただきます。

 \times -

毎月の電気料金の計算式は次のとおりです。

【計算式】

子メーターの表示する 月間消費電力量

| 子メーターの直結する親メーター | 月額電気料 = | によって計算される月額電気料金

子メーターの直結する 親メーターが表示する 月間消費電力量

(7) 販売品目

缶、ペットボトル、紙パック等の飲料水とし、次のものは除きます。

<除外品目>

ア 酒類

イ 飲料水以外(たばこ、雑貨品等)

また、機器(容器回収ボックスも含む)を設置する前に、機器のカタログを提出してください。

(8) 販売価格

標準販売価格以下としてください。

(9)機器の設置

- ア 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止 策を講じてください。
- イ 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会) や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用に よる犯罪の防止など設置場所に応じた防災対策を講じてください。
- ウ 「災害対応型」は、災害時に電源の供給が立たれた状態であっても自販機内の飲料 水を提供できる機能とします。
- エ 自販機の外観はデザインや使用する色彩など、周辺設置場所への景観配慮に努めてください。
- オ 自販機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。
- カ 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導 入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めてくださ い。

(10) 維持管理及び衛生管理

- ア 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。
- イ 商品の補充、金銭管理、ゴミの回収及びリサイクルは適切に行ってください。
- ウ 自販機及び自販機周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから、 容器があふれないように回収を行ってください。
- エ 通商産業省(現経済産業省)、農林水産省、大蔵省(現財務省)、厚生省(現厚生労働省)の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自販機管理者ステッカーを分かりやすい位置に貼付してください。自販機等の故障、保守修理、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において速やかに対応してください。
- (11) 災害時における自販機商品の無償提供に関する協定について 物件番号3,4については、地震、風水害等の災害時において、自販機内の商品を無 償提供することについて、市と別途協定書を締結していただきます。協定書については、

市と貸付契約が継続している間は有効になります。

(12) その他

関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。

5 入札参加申込書及び提出書類

次に該当するものを、入札物件の件数に関わらず1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却しません。

	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書(様式第1号)	0	0
2	誓約書 (様式第2号)	0	0
3	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写し不可)	0	
4	住民票 (写し不可)		0
(5)	納税証明書(国税・都道府県税・市区町村税) (写し不可)	0	0
6	設置する自販機及び容器回収ボックスのカタログ	0	0
7	現在自ら管理運営している物件の契約書(写し)	0	0
	※5年以上管理・運営していることがわかるもの		

※⑦については、滝沢市の実績がある場合には優先的に提出してください。

6 入札参加申込書及び提出書類の受付期間、場所及び方法

- (1)受付期間 令和6年1月12日(金)から令和6年2月2日(金)まで※郵送の場合は、令和6年2月2日(金)午後3時必着
- (2) 提出場所 〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地 滝沢市市民環境部地域づくり推進課
- (3) 提出方法 窓口に直接持参又は郵送

7 入札参加資格の審査及び通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和6年2月7日(水)

8 質問受付及び回答

- (1) 質問受付 令和6年1月12日(金)から令和6年1月26日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メール又はFAXでお願いします。

E-mail <u>sankaku@city.takizawa.iwate.jp</u>

FAX 0 19 - 684 - 2158

(3)回答 令和6年1月31日(水)までに、質問に対する回答を電子メールで送信します。質問書(任意様式)には必ず「担当者名」及び「電子メールアドレス」を記載してください。(質問内容及び回答は、質問者を伏せて、すべての入札参加者に送信します。)

9 入札及び開札の執行について

(1)会場流沢市中鵜飼55番地

滝沢市役所 本庁舎2階 201会議室

- (2) 日 時 令和6年2月14日(水)
- (3)入札方法

入札書に記入して、金額が見えないようにして入札箱に投函してください。入札書には、入札を希望する物件番号を必ず記載してください。

(4) 入札金額

ア 入札金額は、年間の貸付料を記入してください。

イ <u>税抜金額</u>(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)を記入してください。

(5) 落札決定価格

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって 落札価格とします。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除とします。

(7)入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「入札心得書」をご覧ください。

10 落札者の決定

- (1) 最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者 を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、 これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

11 契約の締結に係る事項

- (1) 別途「市有財産貸付契約書」により、契約を締結するものとします。
- (2) 契約保証金は免除とします。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告若しくは入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しません。
- 12 入札、契約及び仕様書等に関する事務を担当する部の名称及び所在地

岩手県滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼 55 番地

TEL 019-656-6514

FAX 019-684-2158

E-mail sankaku@city.takizawa.iwate.jp